



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

125	生活保護法による医療機関の指定	(福祉保健総務課).....	2
126	平成24年度計量器定期検査	(商工観光労働総務課).....	2
127	換地処分の完了	(農業農村整備課).....	4
128	県営ため池等整備事業の工事の完了	( " ).....	4
129	木材業者等の登録の変更	(林業振興課).....	4
130	平成11年和歌山県告示第987号(漁業災害補償法の規定による加入区の区域の指定等)の 廃止	(水産振興課).....	4
131	漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定	( " ).....	5
132	〃	( " ).....	5
133	〃	( " ).....	5
134	〃	( " ).....	6
135	〃	( " ).....	6
136	〃	( " ).....	6
137	〃	( " ).....	7
138	〃	( " ).....	7
139	昭和54年和歌山県告示第153号(漁業災害補償法第104条第2号及び第3号に掲げる区域及 び区分の定め)の一部改正	( " ).....	8
140	昭和43年和歌山県告示第168号(漁業共済加入区の区域指定)の一部改正	( " ).....	8
141	昭和51年和歌山県告示第22号(漁業災害補償法による区域等の指定)の一部改正	( " ).....	8
142	昭和56年和歌山県告示第668号(漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定)の一部改 正	( " ).....	8
143	平成23年和歌山県告示第685号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定)の一 部改正	( " ).....	9
144	平成21年和歌山県告示第164号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め)の一 部改正	( " ).....	9
145	平成19年和歌山県告示第835号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め)の一 部改正	( " ).....	10
146	昭和57年和歌山県告示第183号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定等)の一 部改正	( " ).....	10
147	平成19年和歌山県告示第840号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め)の一 部改正	( " ).....	10
148	平成10年和歌山県告示第1002号(特定第2号漁業者に係る漁業共済加入区の設定)の一部 改正	( " ).....	10
149	昭和62年和歌山県告示第178号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分)の一部改正	( " ).....	11

## 告 示

## 和歌山県告示第125号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩歯 4-23	やま歯科診療所	岩出市山594-2 シャルマンF1階	平成 24. 2. 1

## 和歌山県告示第126号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第2項の規定により、平成24年度計量器定期検査の対象となる特定計量器、実施区域、実施場所及び実施の期日を次のとおり定めたので告示する。

平成24年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

## 2 実施区域、実施場所及び実施の期日

実 施 区 域	実 施 場 所	実 施 年 月 日
紀美野町	紀美野町役場長谷毛原出張所	平成24年4月19日
	紀美野町役場国吉出張所	〃
	ながみね農業協同組合美里支店	〃
	紀美野町農業構造改善センター	平成24年4月20日
	紀美野町中央公民館	〃
海南市	海南市立加茂川幼稚園	平成24年5月10日
	海南市下津港湾防災会館	〃
	塩津コミュニティセンター	平成24年5月11日
	海南市下津行政局	〃
	海南市役所野上支所	平成24年5月16日
	大野公民館	〃
	亀川公民館	〃
	内海公民館	平成24年5月17日
	黒江公民館	〃
	海南保健福祉センター	平成24年5月18日
広川町	広川町役場	平成24年5月22日

湯浅町	湯浅中央公民館	平成24年5月24日
	〃	平成24年5月25日
有田川町	有田川町安諦地区基幹集落センター	平成24年5月30日
	有田川町役場清水行政局	〃
	ありだ農業協同組合清水支所旧粟生店	平成24年5月31日
	JAありだAQ総合第2選果場	〃
	有田川町役場金屋庁舎	平成24年6月1日
	吉備浄化センター	平成24年6月6日
	〃	平成24年6月7日
	〃	平成24年6月8日
有田市	保田公民館	平成24年6月20日
	宮原公民館	〃
	箕島漁村センター	平成24年6月21日
	初島公民館	〃
	有田市役所地下1階	平成24年6月22日
岩出市	岩出地区公民館	平成24年6月26日
	〃	平成24年6月27日
串本町	串本町公民館和深支館	平成24年7月4日
	串本町公民館田並支館	〃
	串本町文化センター	平成24年7月5日
	串本町役場古座分庁舎	平成24年7月6日
那智勝浦町	宇久井区民会館	平成24年7月25日
	那智勝浦町役場色川出張所	〃
	天満公民館	平成24年7月26日
	和歌山東漁業協同組合浦神支所	〃
	那智勝浦町役場下里出張所	〃
	那智勝浦町役場太田出張所	〃
	那智勝浦町役場	平成24年7月27日
北山村	北山村観光センター	平成24年9月6日
田辺市本宮町	田辺市本宮行政局	平成24年9月7日
新宮市	新宮市熊野川行政局	平成24年9月7日
	佐野会館	平成24年9月12日
	新宮市民会館	平成24年9月13日
	〃	平成24年9月14日
	高田グリーンランド	〃
太地町	太地町公民館	平成24年10月10日

	太地町漁業協同組合	〃
古座川町	古座川町役場七川出張所	平成24年10月11日
	古座川町役場明神出張所	〃
	古座川町役場	平成24年10月12日
紀の川市	紀の川市役所那賀支所	平成24年10月17日
	紀の川市役所粉河支所	平成24年10月18日
	中貴志コミュニティセンター	平成24年10月19日
	紀の川市役所桃山支所	平成24年10月24日
	紀の川市役所本庁南別館 (打田保健福祉センター)	〃
	〃	平成24年10月25日
	〃	平成24年10月26日

**和歌山県告示第127号**

平成24年1月11日付けで計画認可した橋本市宮換地計画 (市脇地区) については、換地処分が完了したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成24年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県告示第128号**

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業谷池地区
- 2 確定年月日 平成20年5月29日
- 3 工事を完了した時期 平成23年5月26日

**和歌山県告示第129号**

和歌山県木材業者等の登録に関する条例 (昭和45年和歌山県条例第14号) 第4条各号に掲げる事項の変更について次のとおり届出があった。

平成24年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録者の氏名又は名称	変更事項	新	旧	変更年月日
橋爪木材	代表者の氏名	橋爪庸一	橋爪勤	平成 24. 1. 31
楠見製材株式会社	代表者の氏名	代表取締役 楠見一雄	代表取締役 楠見雅信	平成 24. 2. 3

**和歌山県告示第130号**

平成11年和歌山県告示第987号（漁業災害補償法の規定による加入区の区域の指定等）は、廃止する。  
平成24年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県告示第131号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、区域及び区分を次のように定める。

昭和49年和歌山県告示第844号（漁業災害補償法による区域等の指定）は、廃止する。

平成24年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
西脇漁業協同組合の地区	瀬戸内海機船船びき網漁業	西脇船びき網
	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	西脇一本釣
	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち西脇船びき網及び西脇一本釣加入区の区分に属さない漁業	西脇漁業協同組合その他

**和歌山県告示第132号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、区域及び区分を次のように定める。

昭和58年和歌山県告示第339号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）は、廃止する。

平成24年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
雑賀崎漁業協同組合の地区	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う小型機船底びき網漁業を主とする漁業	雑賀崎底びき網
	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	雑賀崎一本釣
	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち雑賀崎底びき網及び雑賀崎一本釣加入区の区分に属さない漁業	雑賀崎漁業協同組合その他

**和歌山県告示第133号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、区域及び区分を次のように定める。

平成24年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌浦漁業協同組合の地区	和歌山市新和歌浦に住所又は根拠地を有する者が行う瀬戸内海機船船びき網漁業	和歌浦船びき網

	和歌山市新和歌浦に住所又は根拠地を有する者が行う漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち和歌浦船びき網加入区の区分に属さない漁業	和歌浦漁業協同組合その他
--	--	--------------

**和歌山県告示第134号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、区域及び区分を次のように定める。

平成24年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
毛見浦漁業協同組合の地区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業	毛見浦2号

**和歌山県告示第135号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、区域及び区分を次のように定める。

昭和49年和歌山県告示第845号（漁業災害補償法の規定による区域等の指定）は、廃止する。

平成24年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
戸坂漁業協同組合の地区	海南市下津町丸田に住所又は根拠地を有する者が行う次の漁業 (1) 総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う小型機船船びき網漁業を主とする漁業 (2) 瀬戸内海機船船びき網漁業	戸坂底びき網・船びき網
	海南市下津町丸田に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う延縄漁業を主とする漁業	戸坂延縄
	海南市下津町丸田に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	戸坂一本釣
	海南市下津町丸田に住所又は根拠地を有する者が行う漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち戸坂底びき網・船びき網、戸坂延縄及び戸坂一本釣加入区の区分に属さない漁業	戸坂漁業協同組合その他

**和歌山県告示第136号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、区域及び区分を次のように定める。

昭和60年和歌山県告示第54号（漁業災害補償法の規定による共済加入区域の指定）は、廃止する。

平成24年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
紀州日高漁業協同組合の地区	御坊市名田町に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	名田一本釣
	御坊市塩屋町北塩屋に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	北塩屋一本釣
	日高郡由良町大引に住所又は根拠地を有する者が行う瀬戸内海機船船びき網漁業及び小型定置漁業	大引第1
	日高郡由良町大引に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	大引一本釣
	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち印南町一本釣、南部・岩代一本釣、南部船びき網、堺まき網、南塩屋一本釣、堺棒受網、堺一本釣、堺刺網、名田一本釣、北塩屋一本釣、大引第1、大引一本釣及び日高まき網加入区の区分に属さない漁業	紀州日高漁業協同組合 その他

和歌山県告示第137号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、区域及び区分を次のように定める。

平成24年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
比井崎漁業協同組合の地区	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う小型機船底びき網漁業を主とする漁業	比井崎底びき網
	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	比井崎一本釣
	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う刺網漁業を主とする漁業	比井崎刺網
	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち比井崎底びき網、比井崎一本釣、比井崎刺網及び日高まき網加入区の区分に属さない漁業	比井崎漁業協同組合 その他

和歌山県告示第138号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、区域及び区分を次のように定める。

平成24年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称

三尾漁業協同組合の地区	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	三尾一本釣
	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う刺網漁業を主とする漁業	三尾刺網
	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち三尾一本釣及び三尾刺網加入区の区分に属さない漁業	三尾漁業協同組合その他

**和歌山県告示第139号**

昭和54年和歌山県告示第153号（漁業災害補償法第104条第2号及び第3号に掲げる区域及び区分の定め）の一部を次のように改正する。

平成24年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表中加太一本釣加入区（加太漁業協同組合の地区）の項を削る。

**和歌山県告示第140号**

昭和43年和歌山県告示第168号（漁業共済加入区の区域指定）の一部を次のように改正する。

平成24年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

法第104条第3号に掲げる漁業の表中2を削る。

**和歌山県告示第141号**

昭和51年和歌山県告示第22号（漁業災害補償法による区域等の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第3号に掲げる漁業の表を削る。

**和歌山県告示第142号**

昭和56年和歌山県告示第668号（漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
加太漁業協同組合の地区	和歌山市加太、深山又は大川に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う刺網漁業を主とする漁業	加太刺網
	和歌山市加太、深山又は大川に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	加太一本釣
	和歌山市加太、深山又は大川に住所又は根拠地を有する者が行う漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち加太刺網及び加太一本釣加入区の区分に属さない漁業	加太漁業協同組合その他

和歌山県告示第143号

平成23年和歌山県告示第685号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表中田野浦漁業協同組合の地区の項を次のように改める。

区 域	区 分	加入区の名称
田野浦漁業協同組合の地区	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う小型機船底びき網漁業を主とする漁業	田野浦底びき網第1
	総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して行う小型機船底びき網漁業を主とする漁業	田野浦底びき網第2
	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち田野浦底びき網第1及び田野浦底びき網第2加入区の区分に属さない漁業	田野浦漁業協同組合その他

和歌山県告示第144号

平成21年和歌山県告示第164号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め）の一部を次のように改正する。

平成21年和歌山県告示第165号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め）は、廃止する。

平成24年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
海南市漁業協同組合の地区	海南市下津町大崎に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して行う小型機船底びき網漁業	大崎底びき網第1
	海南市下津町大崎に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う小型機船底びき網漁業を主とする漁業	大崎底びき網第2
	海南市冷水又は下津町塩津に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う小型機船底びき網漁業を主とする漁業	冷水・塩津底びき網
	海南市冷水、下津町塩津及び下津町下津に住所又は根拠地を有する者が行う瀬戸内海機船底びき網漁業	海南市船びき網
	海南市冷水、下津町塩津、下津町大崎又は下津町下津に住所又は根拠地を有する者が行う漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち大崎底びき網第1、大崎底びき網第2、冷水・塩津底びき網及び海南市船びき網加入区の区分に属さない漁業	海南市漁業協同組合その他

**和歌山県告示第145号**

平成19年和歌山県告示第835号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め）の一部を次のように改正する。

平成24年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
紀州日高漁業協同組合の地区	日高郡印南町に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	印南町一本釣
	日高郡みなべ町埴田、東岩代又は西岩代に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	南部・岩代一本釣

**和歌山県告示第146号**

昭和57年和歌山県告示第183号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定等）の一部を次のように改正する。

平成24年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第3号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
紀州日高漁業協同組合の地区	日高郡みなべ町埴田に住所又は根拠地を有する者が行う機船船びき網漁業	南部船びき網
	日高郡みなべ町塚に住所又は根拠地を有する者が合計総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して行う中型まき網漁業	塚まき網

**和歌山県告示第147号**

平成19年和歌山県告示第840号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め）の一部を次のように改正する。

平成24年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
紀州日高漁業協同組合の地区	御坊市塩屋町南塩屋に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	南塩屋一本釣

**和歌山県告示第148号**

平成10年和歌山県告示第1002号(特定第2号漁業者に係る漁業共済加入区の設定)の一部を次のように改

正する。

平成24年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104号第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
紀州日高漁業協同組合の地区	日高郡みなべ町塚に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業	塚棒受網
	日高郡みなべ町塚に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	塚一本釣
	日高郡みなべ町塚に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う刺網漁業を主とする漁業	塚刺網

和歌山県告示第149号

昭和62年和歌山県告示第178号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分）の一部を次のように改正する。

平成24年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104号第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
由良町漁業協同組合の地区	主として一本釣を営む漁業	神谷一本釣
	主として曳縄を営む漁業	神谷曳縄
	小型定置漁業	由良町小型定置
	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち神谷一本釣、神谷曳縄及び由良町小型定置加入区の区分に属さない漁業	由良町漁業協同組合その他

和歌山県告示第150号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流及び急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
宮垣内谷（3-343-1-005）、丹生川右支溪（3-343-1-006）、丹生川右支溪（3-343-2-006）、河根12（I-68）、河根13（I-69）、河根19（I-2213）、河根繁野1（I-3121）、河根1（I-3124）、河根2（I-3125）、河根3（I-3126）、河根繁野3（II-906）、河根繁野4（II-907）、河根繁野5（II-908）、

河根繁野6（Ⅱ-909）、河根繁野7（Ⅱ-910）、河根繁野8（Ⅱ-911）、河根繁野9（Ⅱ-912）、河根繁野10（Ⅱ-913）、河根繁野11（Ⅱ-914）、河根繁野12（Ⅱ-915）、河根繁野13（Ⅱ-916）、河根繁野14（Ⅱ-917）、河根9（Ⅱ-918）、河根10（Ⅱ-919）、河根11（Ⅱ-920）、丹生川田摩3（Ⅱ-972）、河根繁野16（Ⅱ-10008）、河根繁野17（Ⅱ-10009）、河根繁野18（Ⅱ-10010）、河根繁野19（Ⅱ-10011）、河根繁野15（Ⅰ-10003）、河根繁野20（Ⅱ-10015）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに九度山町役場に備え置いて縦覧に供する。）